

# 福智町男女共同参画推進条例

(平成21年3月12日  
条例第5号)

## 目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第11条—第20条)
- 第3章 福智町男女共同参画推進委員(第21条—第28条)
- 第4章 苦情及び救済の申出の処理(第29条—第38条)
- 第5章 福智町男女共同参画審議会(第39条—第40条)
- 第6章 雑則(第41条)
- 附則

日本国憲法の個人の尊重と法の下での平等の精神に則り、わが国では男女平等の実現に向けた取組が推進され、国際的な連携のもとに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に向けた取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。

このなかで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、すなわち男女共同参画社会の実現は、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、緊要な課題となっています。

つまり少子高齢化や、それともなう生産年齢人口の減少は社会の活力を低減することが予測され、これを是正し、また両性の社会参加が円滑に進められることが、社会全体の活性化を促すからでもあります。そこで、男女共同参画社会の実現を推進するため、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて、都道府県に男女共同参画を推進する条例並びに行動計画の策定が義務づけられ、市町村においても社会のあらゆる分野での男女共同参画を実現するための取組があまねく進捗しつつあります。

しかしながら、性別による固定的役割分業意識や、旧来の社会制度・慣行は、私たちの地域社会には、なお根深く残っており、男女の生き方をめぐる選択の自由や社会参加を妨げる要因となっています。

福智町は、福祉・人権に関して取組を進めているところですが、男女共同参画分野に関する各種指標からみて、全国的に遅れている現状にあります。この是正を求め、男女共同参画社会をめざす町民活動が行われてきました。今後の地域の活力の向上を目指すには、福智町の男女共同参画の推進は町民と町が共に進めていかななくてはなりません。

豊かで活力のある福智町をつくるために、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが強く求められています。ここに私たちは、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きること喜びを感じることができる男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本町の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、自治組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **男女共同参画** 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) **積極的格差是正措置** 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) **町民** 町内に居住し、通勤し、又は通学する者及び町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) **事業者** 町内において、営利、非営利を問わず、事業を行う者をいう。
- (5) **自治組織** 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住民を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (6) **セクシュアル・ハラスメント** 性的な言動により相手方の生活

環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に不利益を与えることをいう。

- (7) **ドメスティック・バイオレンス** 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。
- (8) **固定的性別役割分業意識** 「男性は仕事を中心、女性は家事、育児、又は介護が中心」というような性別による固定的な役割分担をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、性別によって固定された役割分担意識に基づく制度又は慣行に縛られることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、活動が選択できるよう配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、対等な関係の下に、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等性と生殖に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康を保持することができるよう配慮されなければならない。
- (4) すべての人は、性にかかわらず、社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、平等に参画する機会が保障されなければならない。



- すべての人は、家族の協力と社会の支援の下に、家庭生活における子の養育、家族の介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等家庭以外の分野における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- 教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育、社会教育、その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育が推進されなければならない。
- セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の性による人権侵害は、社会的な差別構造が背景にあることとの認識の下に、根絶されるよう配慮されなければならない。
- 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

#### （町の責務）

- 第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 町は、男女共同参画を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。
- 3 町は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、町民、事業者及び自治組織（以下「町民等」という。）と協力しなければならない。
- 4 町は、町民等の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

#### （町民の責務）

- 第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画を積極的に推進しなければならない。
- 2 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、雇用の分野において、就労者の雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、就業と家庭を両立できるよう就労に関する条件及び環境の整備に努めなければならない。
- 4 事業者は、その就労者に対して男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。

#### （自治組織の責務）

- 第7条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### （教育に携わる者の責務）

- 第8条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

#### （人権侵害行為の禁止）

- 第9条 すべての人は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、性による差別的取扱いをして

- はならない。
- 2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権を侵害する行為を行ってはならない。

#### （情報の公表に際しての配慮）

- 第10条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分業意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### （男女共同参画に係る基本計画等）

- 第11条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ福智町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。
- 3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 町は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

#### （政策の立案及び決定の過程への参画促進等）

- 第12条 町は、政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進するため、次に掲げる積極的格差是正措置を行う。
- (1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。
- (2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

#### （女性の労働環境改善のための支援）

- 第13条 町は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において女性の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うよう努めなければならない。

#### （事業者に対する支援）

- 第14条 町は、事業者に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

#### （自治組織に対する支援）

- 第15条 町は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程において、男女が共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

#### （家庭生活との両立支援）

- 第16条 町は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。
- 2 町は、職員が育児休業、介護休暇等、家庭生活を支援する制度を性別に関わりなく活用できる職場環境の整備に努めなければならない。

#### （男女共同参画推進教育の充実）

- 第17条 町は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めなければならない。

#### （調査研究）

- 第18条 町は、推進施策の総合的かつ計画的な実施のため、情報の収集及び分析その他の調査研究を行わなければならない。

#### （推進体制の整備等）

- 第19条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 町は、男女共同参画の推進のための拠点の整備に努めなければならない。

#### （相談への対応）

- 第20条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第3章 福智町男女共同参画推進委員

#### （男女共同参画推進委員の設置）

- 第21条 町長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、福智町男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。
- (1) 町が実施する推進施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情
- (2) 性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合（以下「人権侵害」という。）における被害者の救済。
- 2 推進委員の定数は、3名以内とし、推進委員の互選による代表推進委員を1名置く。
- 3 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた識見を有し、性による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。ただし、推進委員の数が2名以上である場合においては、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

#### （推進委員の職務）

- 第22条 推進委員は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第1号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。
- (2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項第2号に規定する救済を処理するための調査、勧告又は要請等を行うこと。
- (3) 制度改善のための意見を表明すること。
- (4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

#### （独任制）

- 第23条 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。

#### （責務）

- 第24条 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 2 推進委員は、その職務上の地位を政党又は政治的利用のために利用してはならない。

#### （兼職の禁止）

- 第25条 推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
- 2 推進委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は

- 推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

#### （守秘義務）

- 第26条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

#### （解嘱）

- 第27条 町長は、推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を解くことができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合。
- (3) 推進委員としてふさわしくない行為が明白に認められる場合。

#### （関係機関等との連携）

- 第28条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

## 第4章 苦情及び救済の申出の処理

#### （苦情及び救済の申出）

- 第29条 町民等は、推進委員に対し、第21条第1項第1号に規定する苦情の申出をすることができる。
- 2 町内において町及び町民等から人権侵害を受けた個人は、推進委員に対し、第21条第1項第2号に規定する救済の申出をすることができる。

#### （調査の実施等）

- 第30条 推進委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、関係資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 2 前項の場合において、あらかじめ当該関係人に対し、調査を通知しなければならない。
- 3 町は、第1項に規定する調査を拒んではならない。
- 4 推進委員は、町民等に対して第1項に規定する調査の協力を求めることができる。この場合において、あらかじめ調査協力の同意を得なければならない。

#### （推進委員の調査の対象としない事案）

- 第31条 苦情等の申出が次に掲げる事案であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の調査の対象としない。
- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決等があった事案
- (2) 行政庁において不服申立てが行われている事案及び不服申立てに対する裁決又は決定を経て確定した事案
- (3) 議会に関する事案
- (4) 推進委員が既に苦情等の処理を終了した事案
- (5) 前条第4項に規定する調査協力の同意が得られない事案
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないことと推進委員が認める事案
- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかに、その旨を通知しなければならない。

#### （調査の中止等）

- 第32条 推進委員は、調査を開始した後においても、苦情等の申出が第31条第1項に規定する事項に該当することが判明したとき、又は申出に理由がないと認めるときは、調査を中止するものとする。



- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかに、その旨を通知しなければならない。

#### (是正勧告)

- 第33条 推進委員は、第29条第1項に規定する苦情の申出があった場合において、町の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、その機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告（以下「是正勧告」という。）することができる。この場合において、是正勧告は、推進委員の合議を要する。
- 2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。
  - 3 推進委員は、必要があると認めるときは、是正勧告を受けた当該機関に対し、どのような措置を講じたかについての報告を期限を定めて求めることができる。
  - 4 推進委員は、是正勧告を行い、又は前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、苦情の申出人にその旨を通知するとともに、これを公表しなければならない。この場合において、個人情報の保護等人権に必要な配慮がされなければならない。

#### (救済勧告)

- 第34条 推進委員は、第29条第2項に規定する救済の申出（町に係るものに限る。）があった場合において、町が性による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、当該機関に対し人権侵害を排除し、又は抑止する等救済の措置を講ずるよう勧告（以下「救済勧告」という。）をすることができる。この場合において、救済勧告は、推進委員の合議を要する。
- 2 前項の場合において、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

#### (制度改善のための意見表明)

- 第35条 推進委員は、苦情等の申出（町に係るものに限る。）があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、町の施策若しくは措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明（以下「意見表明」という。）をすることができる。この場合において、意見表明は、推進委員の合議を要する。
- 2 推進委員は、制度改善の意見表明をするときは、速やかに、意見表明をすることを苦情等の申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。この場合において、公表に当たっては、個人情報の保護等人権に必要な配慮がされなければならない。

#### (町以外のものによる人権侵害の救済)

- 第36条 推進委員は、第29条第2項に規定する救済の申出（町に係るものを除く。）があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に関する状況を是正するため、町長に対し、町長が改善のための要請を行うよう求めることができる。
- 2 推進委員は、次条第1項の要請にもかかわらず、救済の申出に関する状況が改善されていないと認めるときは、町長に対し、人権侵害に関する状況を公表するよう求めることができる。
  - 3 第1項に規定する要請若しくは前項に規定する公表を求めたとき、又は次条第5項に規定する通知を受けたときは、推進委員は、救済の申出人に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
  - 4 第1項の規定による要請の求め及び第2項の規定による公表の求めは、推進委員の合議を要する。

#### (町長の要請及び公表)

- 第37条 町長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係人

に対し、改善のための要請を行うことができる。

- 2 町長は、前条第2項の規定による公表を求められたときは、人権侵害の状況について必要な事項を公表することができる。
- 3 町長は、前条第1項又は第2項に規定する推進委員からの求めを尊重しなければならない。
- 4 町長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその公表について関係する町民等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 町長は、第1項の要請又は第2項の公表を行ったときは、推進委員に対し、速やかに、その内容を通知しなければならない。

#### (自己の発意による苦情等の処理)

- 第38条 推進委員は、必要があると認めるときは、推進委員の合議に基づき、自己の発意に基づく事案について調査を行い、及び必要な処理をすることができる。
- 2 前項の場合において、第30条及び第33条から前条までの基準を準用する。この場合において、推進委員は、自己の発意に基づく人権侵害の事案について調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。
  - 3 町長は、推進委員の発意に基づく事案について前条第1項の要請又は前条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

## 第5章 福智町男女共同参画審議会

#### (男女共同参画審議会の設置)

- 第39条 福智町における男女共同参画の推進を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、福智町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
    - (1) 基本計画その他の重要事項を調査審議すること。
    - (2) 基本計画の実施状況等について意見を述べること。
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めること。
  - 3 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、町長に建議することができる。

#### (組織等)

- 第40条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
    - (1) 識見を有する者
    - (2) 関係団体が推薦する者
    - (3) 町民
  - 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

## 第6章 雑則

#### (委任)

- 第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

#### (準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な推進委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。